国民健康保険事業の運営状況

令和4年2月7日 令和3年度第1回 三重県国民健康保険運営協議会

1 三重県国民健康保険事業特別会計の運営状況について(資料②別表1)

平成 30 年4月から、県が市町とともに国保の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を果たす制度改正が行われました。これまでのところ、県内各市町からの納付金の納入および各市町に対する保険給付費等交付金の交付に大きな問題はなく、国民健康保険事業の運営は順調に行われています。

三重県国民健康保険事業特別会計の令和2年度決算は、新型コロナウィルス感染症による医療機関への受診控えから保険給付費の支出が見込みより少なく、歳入と歳出の差額は、約82.7億円の黒字となり、そこから翌年度精算(返還)額約34.7億円を差し引いた実質的な収支は、約48億円の黒字となっています。

今後も、国民健康保険制度を将来にわたって持続的かつ安定的に運営していくため、市町とともに医療費の適正化や財政運営の健全化に努めていきます。

- 2 県内各市町における保険料(税)の改定状況について(資料②別表 2-1、2-2) 平成30年度の制度改正後の各市町における保険料(税)の改定状況は次のと おりとなっています。なお、制度改正に伴う影響により市町から県への納付金相 当額の負担が増加するものについては、国、県による補てんを行っています。
 - ●制度改正後に保険料(税)の引き上げを行ったのは平成30年度および令和元年度がそれぞれ7市町、令和2年度が6市町、令和3年度が2市町であり、その主な理由は、高齢化等による医療費の自然増への対応や、市町の基金保有額の減少への対応、決算補てんを目的とした一般会計からの法定外繰入の解消を目的としたものなどとなっています。
 - ●一方、引き下げを行ったのは平成30年度が3市町、令和元年度が1町、令和2年度に引き下げを行った市町はなく、令和3年度が5市町であり、その主な理由は、基金保有額又は繰越金の増加や、被保険者の令和2年所得の減少によるものなどとなっています。

(制度改正後の県内各市町における保険料(税)の改定状況)

	引上げ	引下げ	据置き	
主な理由	医療費自然増、基金保有額減少、決	基金・繰越金の増加、被保	:	
	算補てんの繰入解消、等への対応	険者の R2 所得の減少、等		
平成 30 年度	伊賀市、川越町、大台町、御浜町、	松阪市、東員町、	(19)	
	紀宝町、大紀町、南伊勢町 (7)	玉城町 (3)		
令和元年度	伊勢市、亀山市、木曽岬町、東員町、	多気町(1)	(21)	
	川越町、大紀町、南伊勢町 (7)	多刈川(1)		
令和2年度	伊勢市、名張市、尾鷲市、木曽岬町、	(0)	(23)	
	東員町、川越町(6)	(0)		
令和3年度	伊賀市、東員町(2)	伊勢市、鈴鹿市、多気町、	(22)	
	ア貝川、木貝叫(2) 	御浜町、南伊勢町(5)		

3 各市町における令和2年度国保特会事業状況について(資料②別表3)

県内各市町における国民健康保険特別会計の令和2年度の事業状況は、別表3 のとおりです。なお、県全体の特徴としては概ね次のとおりです。

- ●県全体の被保険者数については、前年度に比べて 9,879 人減少し、35 万 9,493 人となりました (令和元年度 36 万 9,372 人)。
- ●県全体の一人あたり医療費については、前年度に比べて 9,490 円減少し、39 万 52 円となりました (令和元年度 39 万 9,542 円)。
- ●県内市町の平均収納率については、前年度に比べて 0.66 ポイント上昇し、93.71%となりました(令和元年度 93.05%)。
- ●県内市町の法定外繰入の状況については、13 市町で 2 億 6,639 万 6 千円となっており、前年度に比べて 1 市増加しましたが、金額は 2,485 万 4 千円減少しています(令和元年度 12 市町 2 億 9,125 万円)。

4 運営方針記載の国保事業の取組状況(県全体)について(資料②別表4)

「三重県国民健康保険運営方針」において、医療費適正化などの県全体で進める 取組は、その状況を県内市町と確認しながら進めることとしており、三重県市町 国保広域化等連携会議の場において情報共有を図りながら、進めています。

5 予防・健康づくり等に対するインセンティブへの取組状況について (資料③) (国の保険者努力支援制度と県の保険者取組支援制度)

平成 30 年度から国は、各自治体の医療費適正化や保険運営の安定化に向けての取組(例えば特定健康診査の受診率や後発医薬品の促進)を指標化し、交付金に反映させる「保険者努力支援制度」を創設しました。

また、県においては、保険者努力支援制度の指標達成を後押しするための交付金として、県独自の「保険者取組支援制度」を創設し、県内市町全体の医療費適正化等の支援を積極的に行っています。

さらに、国は令和2年度より措置した500億円を令和4年度も引き続き確保し、 保険者努力支援制度の抜本的な強化を行い、自治体における予防・健康づくりの 推進を後押しすることとしています。

市町村の取組状況(獲得点数)を都道府県単位で平均化した「都道府県別市町村平均獲得点」全国順位

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
三重県	19 位	32 位	34 位	-位
	(531.55/880 点)	(530. 52/995 点)	(515.76/1000点)	(536.83/960点)
全国平均	509. 07/880 点	555. 31/995 点	555. 54/1000 点	- /960 点
交付 (予定) 額	約7億2,000万円	約7億300万円	約6億7,100万円	約6億8,200万円